

(協議報告)

令和 5 年度地方税制改正（案）について

総合政策部
健康福祉部

令和 5 年度の地方税制の改正につきましては、令和 4 年 1 月 23 日に閣議決定されました「令和 5 年度税制改正の大綱」に基づき、現在開会しております第 211 回通常国会において、地方税法等の一部を改正する法律案等の審議がなされております。

今回の税制改正のうち、市税に関する主な内容につきましては、少額投資非課税制度（NISA）の年間投資上限額の拡大及び非課税保有期間の無期限化等、新型コロナウイルスの影響等を鑑み軽自動車税の環境性能割の税率を令和 5 年 1 月 23 末まで据え置く措置及び電気自動車等を取得した場合の種別割のグリーン化特例の適用期限を 3 年間延長する措置、中小企業等の生産性向上や賃上げ促進に資する機械や装置等の導入に係る償却資産の特例措置及び長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置、国民健康保険税の課税限度額及び減額対象となる所得基準の見直しなどの改正が予定されております。

このため、この法律及び関係政令が公布された際には、白岡市税条例、白岡市都市計画税条例及び白岡市国民健康保険税条例の各条例の一部を改正する必要が生じますが、法律の施行期日によっては専決処分により条例改正をさせていただく場合がございますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、専決処分を行った際には、後日、議会定例会等で御報告をさせていただき、詳細について説明をさせていただきます。